

関西スーパーの当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

株式会社大岡産業（代表取締役岡田達也）は、令和2年4月1日付けで、株式会社関西スーパー（兵庫県伊丹市、代表取締役福谷耕治、以下「原告」といいます。）から訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）を提起されました。

しかしながら、弊社としての認識は、原告からの主張は、重要な部分を省略し、あたかも自らの主張が正当であるかのように見せかけた不合理かつ事実無根のもので、何ら理由がないものと認識しており、東証一部上場生鮮食品小売企業としてあるまじき行為ですので、以下のとおり、お知らせいたします。

1 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

弊社は、関西スーパーに対して、弊社所有の昭和50年建築の商業施設「ブリスモール瓢箪山」（所在：大阪府東大阪市神田町151-1、以下「旧商業施設」といいます。）の1階部分（以下「本物件」といいます。）を賃貸していました。その後、耐震診断を機に、旧商業施設を建て替える事が決定し、原告との間で、平成30年4月27日付で「定期建物賃貸借予約契約書」（以下「原予約契約」といいます。）を締結し、建替工事完成後の物件に再出店頂くことで一時退去頂きました。

その後、弊社は原告との間で、何度も協議を重ね、旧建物を商業施設からマンションと商業施設との複合施設の建築計画（以下「本建築計画」といいます。）へと変更する旨合意しました（以下「本予約契約」といいます。）。

しかしながら、上記のように本予約契約が成立していたにもかかわらず、原告は、何らの合理的理由なく、突如、原予約契約に基づく建物工事を求めてきました。原告との間で、本予約契約が成立していましたので、弊社は、原告の上記求めに困惑し、原告に対し、原告の求めに応じられない旨伝えたところ、原告から、違約金4億500万円等を請求されるに至ったものです。

2 今後の対応

上記のように、原告は、本予約契約が成立していたにもかかわらず、何らの合理的理由なく、原予約契約に基づく建物工事を求めてきているため、原告の責に帰すべき事由により、原告は本物件に出店することができなかつたにすぎず、弊社が原告から責任を問われるいわれは一切ないものと考えています。

このため、弊社といたしましては、本件訴訟において弊社の認識をこれまでの事実に基づいて主張立証し、原告の請求を争う所存です。